

岩 手 県 中 学 校 体 育 連 盟 規 約

第 1 章 名 称 及 び 事 務 局

第 1 条 本連盟は、岩手県中学校体育連盟と称する。

第 2 条 本連盟の事務局を、会長が指定した場所に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

第 3 条 本連盟は、中学校における体育の健全な発達を図ることを目的とする。

第 4 条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 学校体育に関する研究並びに連絡協議
- 2 中学校生徒の諸体育大会の開催
- 3 体育諸団体との連絡提携
- 4 学校体育運動に関する調査
- 5 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事項

第 3 章 組 織

第 5 条 本連盟は、各地区中学校体育連盟（又は、目的を同じくする団体）をもって組織する。

第 6 条 本連盟は、目的及び事業遂行のために専門部を置く。ただし、専門部規程は別に定める。

第 7 条 本連盟に次の役員を置く。

会 長 1 名 副会長 若干名 評議員 若干名 理事 若干名
理事長 1 名 副理事長 2 名 事務局長 1 名 事務局次長 1 名
常任理事 若干名 監 事 3 名

上の外、顧問、参与を若干名置くことができる。

第 8 条 会長は、評議員会で選出し、会務を統轄するとともに本連盟を代表する。

第 9 条 副会長は、評議員会で選出し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第 10 条 評議員は、各単位団体より 2 名選出し、本連盟の重要事項を審議する。

第 11 条 理事は、各単位団体より 1 名選出し、また必要により評議員会で推薦して若干名を選出できるものとする。

2 理事は会務を掌る。

第 12 条 理事長、副理事長、事務局長、事務局次長及び常任理事は、理事会で互選し、会務を執行する。

第 13 条 監事は、評議員会において選出し、会計を監査する。

第 14 条 役員の任期は 1 年とし、重任を妨げない。

ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 15 条 顧問、参与は、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。

第 4 章 会 議

第 16 条 本連盟の会議は、評議員会、理事会、常任理事会、専門委員長会議とする。

第 17 条 評議員会は、会長が招集し、次の事項を議決する。

- 1 事業計画に関する事項
- 2 予算及び決算
- 3 役員の選出
- 4 規約の改正
- 5 その他必要事項

第 18 条 理事会、常任理事会は、会長がこれを招集し、会務の企画運営にあたる。

第 19 条 専門委員長会議は、必要に応じて会長が招集する。

第 5 章 会 計

- 第 20 条 本連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。
- 1 負担金
 - 2 補助金
 - 3 寄付金
 - 4 その他の収入
- 第 21 条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 付 則

- 第 22 条 本規約は、昭和45年4月24日より施行する。
- 平成 元年5月8日 一部改正
- 平成 24 年5月2日 一部改正

岩 手 県 中 学 校 体 育 連 盟 専 門 部 規 程

- 第 1 条 この規程は、岩手県体育連盟規約第6条に基づき定めるものとする。
- 第 2 条 専門部は、岩手県中学校体育連盟〇〇専門部と称し、次の各部とする。
- 陸上競技、水泳競技、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技
新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、
相撲、スキー、スケート、ホッケー、ラグビー、研究
- 第 3 条 専門部は、本連盟の目的達成のため、関係者・機関と連絡提携し、事業を行う。
- 第 4 条 専門部の行う事業は、理事会及び評議員会又は会長の承認を受けるものとする。
- 第 5 条 専門部には次の役員を置く。
- 部 長 1 名 副部長 若干名 委員長 1 名 副委員長 若干名
- 第 6 条 部長は、会長がこれを委嘱する。
- 部長は、その部を統轄し、事業の執行にあたる。
- 第 7 条 副部長は、部長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはこれを代行する。
- 第 8 条 委員長は、会長がこれを委嘱する。
- 委員長は、部長を補佐し、事業の執行にあたる。
- 第 9 条 副委員長は、委員長の推薦により、会長がこれを委嘱する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代行する。
- 第 10 条 部員は、各地区中体連より選出する。部員は、当該専門部の事業を執行する。
- 第 11 条 役員の任期は1年とし、重任を妨げない。
- ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第 12 条 会議は会長の承認を得て、部長が招集し、当該事業を審議する。
- 第 13 条 この規程は、昭和45年4月25日より施行する。
- 昭和 61 年5月19日一部改正
- 平成元年5月8日一部改正
- 平成 3 年9月24日一部改正
- 平成 7 年9月22日一部改正
- 平成 13 年5月2日一部改正
- 平成 15 年5月2日一部改正〔第5条〕
- 平成 24 年5月2日一部改正〔第1条、2条、3条、4条、5条、11条〕
- 平成 28 年5月2日一部改正〔第2条〕

岩手県中学校体育連盟表彰規程

第 1 条 本県中学校生徒で、下に該当する者に「栄光賞」を授与する。

- 1 岩手県中学校総合体育大会で5年以上連続優勝した団体及び3年連続優勝した個人
- 2 全国中学校体育大会で3位以上の団体及び個人並びに大会新記録（タイを含む）を出した者
- 3 東北中学校体育大会で優勝した団体及び個人

第 2 条 本県中学校の部活動指導者で、下に該当する者に「優秀指導者賞」を授与する。

- 1 全国中学校体育大会で優勝した団体及び個人の指導者で、当該校校長が推薦する者

第 3 条 本連盟の役員で、下に該当する者に「功労賞」を授与する。

- 1 会長の任を務め、退任された方
- 2 副会長並びに監事の任を通算3期以上務め、退任された方
- 3 評議員の任を通算5期以上務め、退任された方
- 4 理事長の任を理事を含めて3期以上務め、退任された方
- 5 理事の任を通算5期以上務め、退任された方
- 6 事務局長の任を3期以上務め、退任された方
- 7 専門部長の任を通算3期以上務め、退任された方
- 8 専門委員長の任を通算3期以上務め、退任された方

第 4 条 この規程は、昭和50年4月1日より適用する。

昭和63年 5月 9日一部改正

平成 元年 5月 8日一部改正

平成10年 5月 1日一部改正

平成15年11月28日一部改正〔第1条の2と3、第2条、第3条の条文と6と8〕

平成19年 5月 1日一部改正〔第1条の条文、第2条の条文、第3条の条文〕

平成23年 5月 2日一部改正〔第1条の1・2・3、第2条の条文と1、第3条の条文〕